

＊北海道公報

発行 北海道
(総務部法制文書課)
電話 011-231-4111
(内線 22-271)
FAX 011-232-1385
印刷 富士プリント(株)

目次 ページ

告 示

- 一般競争入札による道有財産(土地)の売払い.....(管財課) 153
- 大規模小売店舗立地法第6条第1項(変更)の届出.....(地域産業課) 154
- 大規模小売店舗立地法附則第5条第1項(変更)の届出.....(地域産業課) 155
- 国土調査の成果の認証.....(農地調整課) 156
- 土地改良事業の施行の認可.....(土地改良指導課) 156
- 土地改良事業の施行の同意.....(土地改良指導課) 156
- 家畜伝染病の発生.....(酪農畜産課) 157
- 北海道沿岸漁業改善資金貸付規則に基づく経営等改善資金、生活改善資金及び青年漁業者等養成確保資金の貸付基準の一部改正.....(水産経営課) 157
- 北海道沿岸漁業改善資金貸付事業特別会計に属する歳入金に係る収納事務の委託の一部改正.....(水産経営課) 157
- 知事権限に係る保安林の指定.....(治山課) 157
- 知事権限に係る保安林の指定の解除の予定.....(治山課) 157
- 農林水産大臣権限に係る保安林の指定の解除の予定.....(治山課) 158
- 基本測量の実施の通知.....(建設部総務課) 158
- 公共測量の終了の通知.....(建設部総務課) 158
- 過疎地域自立促進特別措置法による市町村道の代行工事の開始.....(道路計画課) 158
- 道路の区域の変更.....(道路整備課) 159
- 道路の供用の開始.....(道路整備課) 160
- 道路の区域の変更及び供用の開始.....(道路整備課) 160
- 補助金等の交付に関する権限の委任の一部改正.....(出納局総務課) 161
- 北海道収入証紙の元売りさばき人及び売りさばき人の指定の一部改正(物品管理課) 162

公 表

- 生産出荷近代化計画の樹立.....(農産園芸課) 162

道競馬事務所告示

- 特定調達契約に係る落札者等の公示..... 162

道教育委員会教育長告示

- 一般競争入札の実施..... 163

道選挙管理委員会告示

- 北海道選挙管理委員の異動..... 163

道公安委員会告示

- 遊技機の認定及び型式の検定等の告示..... 164

道警察本部公告

- 公募型プロポーザルの実施..... 171

告 示

北海道告示第955号

次のとおり一般競争入札により道有財産(土地)を売り払う。

平成15年5月27日

北海道知事 高橋 はるみ

1 入札に付する土地及び入札日時

物件番号	所在地番	面積(m ²)	入札執行日時
広尾-1	広尾郡広尾町丸山通北6丁目80番	282.96	平成15年6月27日 午後1時
広尾-2	広尾郡広尾町丸山通北6丁目81番	282.96	平成15年6月27日 午後1時30分

2 入札に参加する者に必要な資格

次のいずれにも該当しない者とする。

- (1) 一般競争入札に係る契約を締結する能力を有しない者
- (2) 破産者で復権を得ない者

3 入札心得書、契約条項その他関係書類を示す場所

帯広市東3条南3丁目 十勝支庁総務部会計課管財係
電話番号 0155-24-3111 内線 2226

4 入札執行の場所

帯広市東3条南3丁目 北海道十勝合同庁舎3階講堂

5 入札保証金

入札者は、入札しようとする金額の100分の5以上の額の入札保証金を入札開始前に道に納付すること。

なお、落札者が契約を締結しないときは、当該落札者が納付した入札保証金は道に帰属する。

- 6 郵便又は電報による入札
認めないものとする。
- 7 契約保証金
落札者が契約を締結しようとするときは、契約金額の100分の10以上の額の契約保証金を道に納付すること。
なお、契約者が当該契約に定める義務の不履行を理由に契約を解除されたときは、当該契約者が納付した契約保証金は、道に帰属する。
- 8 契約書作成の要否及び代金支払方法
契約書の作成を要し、代金は知事が発行する納入通知書により、指定の期日（契約締結の日から20日以内）までに指定の場所に納入すること。
- 9 入札参加申込書の提出
入札参加希望者は、次により所定の入札参加申込書を提出すること。
提出期限 平成15年6月25日（水）
提出場所 十勝支庁総務部会計課管財係
- 10 入札執行の公開
入札執行を公開するので、入札の傍聴を希望する者は、入札執行時刻の15分前までに入札会場において傍聴の受付を行うものとする。
なお、傍聴の受付は定員になり次第終了する。
- 11 その他
(1) 入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札及び入札に関する条件に違反した入札は無効とする。
(2) 申込者及び落札者がいない場合は、入札参加者等を対象として随意契約を行うこともある。

北海道告示第956号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定により、次のとおり大規模小売店舗の設置者から届出事項の変更について届出があった。

なお、同法第8条第2項の規定に基づき、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、書面により平成15年9月29日までに北海道上川支庁商工労働観光課に到着するよう提出することができる。

平成15年5月27日

北海道知事 高橋 はるみ

1(1) 届出事項の概要

- ア 大規模小売店舗の名称及び所在地
旭川豊岡タウンプラザ ホクレンショップ豊岡店

- 旭川市豊岡3条4丁目6-1ほか
- イ 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
北海道リーシングシステム株式会社 代表取締役社長 堀澤 勝己
札幌市中央区大通西6丁目10番地1
- ウ 変更した事項
大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
(変更前) 株式会社エーコープ旭川 代表取締役社長 徳成與志男
旭川市花咲町7丁目3842番地1
(変更後) 株式会社エーコープ旭川 代表取締役社長 徳成與志男
旭川市花咲町7丁目3842番地1
株式会社ムラタ 代表取締役社長 村田 晃啓
札幌市厚別区厚別南2丁目11-31
- エ 変更の年月日
平成15年4月26日
- オ 変更する理由
テナント導入
- (2) 届出年月日
平成15年5月13日

2(1) 届出事項の概要

- ア 大規模小売店舗の名称及び所在地
ホームック士別店・マックスバリュ士別店
士別市大通東19丁目465番地
- イ 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
ホームック株式会社 代表取締役社長 前田 勝敏
札幌市厚別区厚別中央3条2丁目1番41号
マックスバリュ北海道株式会社 代表取締役 村中 誠二
札幌市中央区北8条西21丁目1番10号
- ウ 変更した事項
(ア) 大規模小売店舗を設置する者の代表者の氏名
(変更前) マックスバリュ北海道株式会社 代表取締役 出戸 一成
(変更後) マックスバリュ北海道株式会社 代表取締役 村中 誠二

(イ) 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
(変更前)

小売業を行う者の氏名又は名称	住所	代表者の氏名
ホームック株式会社	札幌市厚別区厚別中央3条2丁目1番41号	代表取締役社長 前田 勝敏
マックスバリュ北海道株式会社	札幌市中央区北8条西21丁目1番10号	代表取締役 出戸 一成
株式会社 ツルハ	札幌市東区北24条東20丁目1番24号	代表取締役 鶴羽 樹
未定		

(変更後)

小売業を行う者の氏名又は名称	住所	代表者の氏名
ホームック株式会社	札幌市厚別区厚別中央3条2丁目1番41号	代表取締役社長 前田 勝敏
マックスバリュ北海道株式会社	札幌市中央区北8条西21丁目1番10号	代表取締役 村中 誠二
株式会社 ツルハ	札幌市東区北24条東20丁目1番24号	代表取締役 鶴羽 樹

エ 変更の年月日

(ア) 大規模小売店舗を設置する者の代表者の氏名 平成15年1月24日

(イ) 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名 平成15年2月1日

オ 変更する理由

(ア) マックスバリュ北海道株式会社において新たに代表者を選任したため

(イ) 未定だった小売業者の出店を取りやめたため

(2) 届出年月日

平成15年5月14日

3 届出書等の縦覧

(1) 縦覧場所

北海道経済部地域産業課及び北海道上川支庁商工労働観光課

(2) 縦覧期間

平成15年5月27日(火)から9月29日(月)まで(日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日を除く。)

(3) 縦覧時間

午前8時45分から午後5時15分まで

北海道告示第957号

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号)附則第5条第1項の規定により、次のとおり大規模小売店舗の設置者から変更について届出があった。

なお、同法第8条第2項の規定に基づき、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、書面により平成15年9月29日までに北海道石狩支庁商工労働観光課に到着するよう提出することができる。

平成15年5月27日

北海道知事 高橋 はるみ

1 届出事項の概要

(1) 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

株式会社マネジメント廣重 代表取締役 廣重 孝徳
千歳市東郊1丁目8番17号

(2) 大規模小売店舗の名称及び所在地

廣重ビル
千歳市東郊2丁目15番地

(3) 変更しようとする事項

大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項

ア 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

(変更前) 開店時刻 午前10時(年68日間は、午前9時)

閉店時刻 午後9時(年120日間は、午後10時)

(変更後) 開店時刻 午前9時

閉店時刻 翌午前0時

イ 来客が駐車場を利用することができる時間帯

(変更前) 午前9時30分(年68日間は、午前8時30分)から午後9時30分(年120日間は、午後10時30分)まで

(変更後) ① 午前8時30分から午後10時まで

- ② 午前8時30分から翌午前0時まで（一部は、午後10時まで）
- ③ 午前8時30分から午後10時まで

(4) 変更する年月日

平成15年5月31日

(5) 上記(3)の変更に係るもの以外の事項

ア 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

小売業を行う者の氏名又は名称	住 所	代表者の氏名
株式会社ホクレン商事	札幌市北区北7条西1丁目2番地6	代表取締役 菱谷 巖
株式会社ブラザクリエイト	東京都千代田区五番町1番地	代表取締役 大島 康広
フラワーショップたぐち	恵庭市恵み野西1丁目13-12	田口 信代

イ 大規模小売店舗内の店舗面積の合計

1,437㎡

ウ 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項

- (ア) 駐車場の収容台数 125台 (① 15台、② 84台、③ 26台)
- (イ) 駐輪場の収容台数 35台
- (ウ) 荷さばき施設の面積 32㎡
- (エ) 廃棄物等の保管施設の容量 39㎡

エ 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項

- (ア) 駐車場の自動車の出入口の数
11箇所（入口1箇所、出口1箇所、出入口9箇所）
- (イ) 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯
午前6時から午後9時まで

2 届出年月日

平成15年5月15日

3 届出書等の縦覧

(1) 縦覧場所

北海道経済部地域産業課及び北海道石狩支庁商工労働観光課

(2) 縦覧期間

平成15年5月27日（火）から9月29日（月）まで（日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）

(3) 縦覧時間

午前8時45分から午後5時15分まで

北海道告示第958号

国土調査法（昭和26年法律第180号）第19条第2項の規定により、次の国土調査の成果を認証した。

平成15年5月27日

北海道知事 高 橋 はるみ

成果の名称	調査を行った者	調査を行った地域	調査を行った期間	認証年月日
八雲町 地籍図・地籍簿	山越郡 八雲町	野田生の一部	平成12年5月25日から 平成15年2月24日まで	平成15. 5.19
中富良野町 地籍図・地籍簿	空知郡 中富良野町	中富良野町の一部	平成11年4月14日から 平成15年2月28日まで	同
池田町 地籍図・地籍簿	中川郡 池田町	字高島、字美加登の一部	平成13年4月17日から 平成15年3月3日まで	同
標茶町 地籍図・地籍簿	川上郡 標茶町	字ルルラン、字多和、字ヌビナイ、字オモチャリの各一部	平成12年5月25日から 平成15年2月10日まで	同
別海町 地籍図・地籍簿	野付郡 別海町	豊原の一部	平成12年5月25日から 平成14年12月11日まで	同

北海道告示第959号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第95条第3項において準用する同法第10条第1項の規定により、平成15年5月16日、北石狩農業協同組合の行う土地改良（川下西地区基盤整備促進〔基盤整備〕（暗きょ））事業の施行を認可した。

平成15年5月27日

北海道知事 高 橋 はるみ

北海道告示第960号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第96条の2第5項において準用する同法第10条第1

項の規定により、平成15年5月16日、乙部町の行う土地改良（大地谷地区基盤整備促進〔基盤整備〕（農道））事業の施行に同意した。

平成15年5月27日

北海道知事 高橋 はるみ

北海道告示第961号

家畜伝染病が次のとおり発生した。

平成15年5月27日

北海道知事 高橋 はるみ

家畜伝染病の種類	家畜の種類	患畜・疑似患畜の別	発生頭数	発生の場所	発生年月日
ヨーネ病	牛	患畜	2	河東郡鹿追町北鹿追北11線4番地76	平成15. 4. 24

北海道告示第962号

昭和54年北海道告示第3590号（北海道沿岸漁業改善資金貸付規則に基づく経営等改善資金、生活改善資金及び青年漁業者等養成確保資金の貸付基準）の一部を次のように改正する。

平成15年5月27日

北海道知事 高橋 はるみ

第4沿岸漁業改善資金の借受主体の事項中「〔漁業就業者確保・育成対策関係事業の運用について〕（平成12年3月24日付け12水推第287号水産庁長官通知）第2の2(1)②ア(イ)(b)」を「〔漁業の担い手確保・育成対策総合推進事業の運用について〕（平成15年3月28日付け14水推第1222号水産庁長官通知）第2の2(2)ウ」に改める。

北海道告示第963号

昭和54年北海道告示第3913号（北海道沿岸漁業改善資金貸付事業特別会計に属する歳入金に係る収納事務の委託）の一部を次のように改正する。

平成15年5月27日

北海道知事 高橋 はるみ

〔日浦漁業協同組合 尻岸内漁業協同組合 古武井漁業協同組合 恵山漁業協同組合 亀田郡恵山町字大潤 〕に、	亀田郡尻岸内町字日浦 同 字大潤 同 字古武井 同 字恵山 〕	を「えさん漁業協同組合 」
〔木直漁業協同組合 尾札部漁業協同組合 〕	茅部郡南茅部町字木直 同 字尾札部	

川汲漁業協同組合 同 字川汲
安浦漁業協同組合 同 字安浦
白尻漁業協同組合 同 字白尻
大船漁業協同組合 同 字大船
」

合 茅部郡南茅部町字白尻 〕に、

〔豊浦漁業協同組合 虻田郡豊浦町字海岸町
虻田漁業協同組合 同 虻田町字本町
有珠漁業協同組合 伊達市向有珠
伊達漁業協同組合 同 西浜町3番地
〕

同組合 虻田郡虻田町字入江 〕に、

〔小平漁業協同組合 留萌郡小平町大字鬼鹿
留萌漁業協同組合 留萌市明元町5丁目
組合 留萌市明元町5丁目 〕に改める。

北海道告示第964号

森林法（昭和26年法律第249号）第25条の2第1項の規定により、次のように保安林を指定する。

平成15年5月27日

北海道知事 高橋 はるみ

1 保安林の所在場所 礼文郡礼文町大字香深村字トンナイ825の1・825の3（以上2筆について次の図に示す部分に限る。）

2 指定の目的 土砂の崩壊の防備

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐は、択伐による。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を北海道宗谷支庁経済部林務課及び礼文町役場に備え置いて縦覧に供する。）

北海道告示第965号

森林法（昭和26年法律第249号）第26条の2第2項の規定により、次のように保安林の指定を解除する予定である。

平成15年5月27日

北海道知事 高 橋 はるみ

- 1(1) 解除予定保安林の所在場所 常呂郡佐呂間町共立79の1・79の2・79の7・79の8・79の13（以上5筆について次の図に示す部分に限る。）
- (2) 保安林として指定された目的 風害の防備
- (3) 解除の理由 農道用地とするため
（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を北海道網走支庁経済部林務課及び佐呂間町役場に備え置いて縦覧に供する。）
- 2(1) 解除予定保安林の所在場所 広尾郡大樹町字中島250・328の1（以上2筆について次の図に示す部分に限る。）
- (2) 保安林として指定された目的 風害の防備
- (3) 解除の理由 農道用地とするため
（「次の図」は、省略し、その図面を北海道十勝支庁経済部林務課及び大樹町役場に備え置いて縦覧に供する。）

北海道告示第966号

農林水産大臣から、次のように保安林の指定を解除する予定である旨、森林法（昭和26年法律第249号）第29条の規定による通知があった。
平成15年5月27日

北海道知事 高 橋 はるみ

- 1(1) 解除予定保安林の所在場所 千歳市（国有林。次の図に示す部分に限る。）
- (2) 保安林として指定された目的 水源のかん養
- (3) 解除の理由 国立公園事業用地とするため
（「次の図」は、省略し、その図面を北海道水産林務部治山課及び千歳市役所に備え置いて縦覧に供する。）
- 2(1) 解除予定保安林の所在場所 千歳市（国有林。次の図に示す部分に限る。）
- (2) 保安林として指定された目的 公衆の保健

- (3) 解除の理由 国立公園事業用地とするため
（「次の図」は、省略し、その図面を北海道水産林務部治山課及び千歳市役所に備え置いて縦覧に供する。）

北海道告示第967号

国土地理院長から、次のとおり基本測量を実施する旨、測量法（昭和24年法律第188号）第14条第1項の規定による通知があった。
平成15年5月27日

北海道知事 高 橋 はるみ

- 1 作業種類 基本測量（ジオイド測量）
- 2 作業期間 平成15年7月1日から平成16年1月31日まで
- 3 作業地域 利尻町、利尻富士町及び礼文町

北海道告示第968号

留萌開発建設部長から、次のとおり公共測量の実施が終了した旨、測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定による通知があった。
平成15年5月27日

北海道知事 高 橋 はるみ

- 1(1) 作業種類 公共測量（道路管理）
- (2) 作業期間 平成14年9月6日から12月13日まで
- (3) 作業地域 天塩町
- 2(1) 作業種類 公共測量（道路管理）
- (2) 作業期間 平成14年10月21日から12月13日まで
- (3) 作業地域 苫前町

北海道告示第969号

過疎地域自立促進特別措置法（平成12年法律第15号）第14条第1項の規定による町道の工事を次のとおり開始する。
平成15年5月27日

北海道知事 高 橋 はるみ

- 1 路線名 厚岸町道床潭末広間道路
- 2 工事区間 厚岸郡厚岸町字床潭295番4地先から厚岸郡厚岸町字床潭318番地先まで
- 3 工事の種類 改築
- 4 工事開始の日 平成15年6月19日

北海道告示第970号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

その関係図面は、北海道建設部道路整備課及び次の縦覧場所に備え置いて、告示の日から2週間、一般の縦覧に供する。

平成15年5月27日

北海道知事 高橋 はるみ

- 1 道路の種類 道道
- 2 道路の路線名、区域及び縦覧場所

路線名	区 間	変更前後の別	敷地の幅員	延 長	国道等との重複区間	縦 覧 場 所
岩見沢三笠線	三笠市西桂沢国有林石狩空知森林計画区空知森林管理署169林班ほ小班地先から三笠市桂沢96番1地先まで	前	13.00mから 65.70mまで	1,824.50m	—	北海道札幌土木現業所
		前	13.00mから 118.00mまで	1,994.00m	—	
		前	13.00mから 104.18mまで	1,535.00m	—	
		前	13.00mから 104.18mまで	1,517.00m	—	
		後	13.00mから 153.00mまで	1,994.00m	—	
		後	13.00mから 104.18mまで	1,535.00m	—	
		後	13.00mから 104.18mまで	1,517.00m	—	
岩見沢石狩線	空知郡北村字幌達布5180番4地先から石狩郡新篠津村5102番地先まで	前	8.00mから 79.00mまで	2,652.00m	—	同
		前	15.50mから 89.00mまで	2,711.50m	—	
		後	8.00mから 85.00mまで	2,706.00m	—	
		後	15.50mから 118.50mまで	2,711.50m	—	
札幌夕張線	夕張郡栗山町字継立249番1地先から夕張郡栗山町字継立241番3地先まで	前	16.40mから 18.50mまで	100.00m	—	同
		後	14.53mから 18.50mまで	100.00m	—	
遠軽雄武線	紋別市上渚滑町中立牛616番1地先から紋別市上渚滑町中立牛617番1地先まで	前	22.00mから 23.10mまで	150.00m	—	北海道網走土木現業所
		後	22.00mから 36.50mまで	150.00m	—	

直別共栄線	紋別郡滝上町字オシラネツ原野3007番1地先から 紋別郡滝上町字オシラネツ原野2258番2地先まで	前	16.40mから 17.85mまで	200.00m	—	北海道帯広土木現業所
		後	16.40mから 32.95mまで	200.00m	—	
増毛稲田線	十勝郡浦幌町字オダフンベ1番地先から 十勝郡浦幌町字直別1番2地先まで	前	19.88mから 41.00mまで	274.00m	—	北海道留萌土木現業所
		後	19.88mから 42.00mまで	274.00m	—	
増毛稲田線	増毛郡増毛町阿分38番4地先（一般国道231号交点）から 増毛郡増毛町阿分222番10地先まで	前	13.50mから 22.50mまで	635.00m	一般国道231号重複 L = 15.20m	北海道留萌土木現業所
		後	16.00mから 27.00mまで	635.00m	一般国道231号重複 L = 15.20m	

北海道告示第971号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、次の道路の供用を開始する。
その関係図面は、北海道建設部道路整備課及び北海道旭川土木現業所に備え置いて、告示の日から2週間、一般の縦覧に供する。

平成15年5月27日

北海道知事 高 橋 はるみ

路 線 名	供 用 開 始 の 区 間	供用開始の日
道道 東川東神楽旭川線	上川郡東神楽町南1条西3丁目224番16地先から上川郡東神楽町南1条西3丁目223番1地先まで	平成15. 5.27
道道 愛別当麻旭川線	上川郡当麻町三条東四丁目399番1地先から上川郡当麻町三条東四丁目400番1地先まで	同
道道 天人峡美瑛線	上川郡美瑛町国有林上川中部森林管理署事業区335林班ネ小班地先から上川郡美瑛町国有林上川中部森林管理署事業区335林班ネ小班地先まで	同
	上川郡美瑛町ビバウシ原野414番6地先から上川郡美瑛町字横牛414番52地先まで	同

北海道告示第972号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更し、同条第2項の規定により道路の供用を開始する。

その関係図面は、北海道建設部道路整備課及び北海道札幌土木現業所に備え置いて、告示

の日から2週間、一般の縦覧に供する。

平成15年5月27日

北海道知事 高 橋 はるみ

1 道路の種類	2 路線名	3 道路の区域	変更前後の別	敷地の幅員	延長	国道等との重複区間
道道	夕張岩見沢線	夕張市平和1番43地先から夕張市若菜11番31地先まで	前	17.95mから 17.99mまで	124.36m	—
		夕張市若菜2番19地先から夕張市鹿の谷3丁目64番2地先まで	後	17.97mから 23.95mまで	124.36m	—
		夕張市若菜2番19地先から夕張市鹿の谷3丁目64番2地先まで	前	17.98mから 31.71mまで	425.94m	—
		夕張市若菜2番19地先から夕張市鹿の谷3丁目64番2地先まで	後	17.99mから 31.71mまで	425.94m	—
		夕張市鹿の谷3丁目6番1地先から夕張市鹿の谷3丁目5番1地先（河川敷地）まで	前	18.48mから 20.22mまで	183.43m	—
		夕張市鹿の谷3丁目6番1地先から夕張市鹿の谷3丁目5番1地先（河川敷地）まで	後	18.48mから 31.69mまで	183.43m	—
		夕張市鹿の谷1丁目85番1地先から夕張市鹿の谷1丁目32番1地先まで	前	18.34mから 21.91mまで	372.40m	—
		夕張市鹿の谷1丁目85番1地先から夕張市鹿の谷1丁目32番1地先まで	後	18.59mから 27.52mまで	372.40m	—

夕張市鹿の谷手町6番1地 先から夕張市末広1丁目104 番1地先まで	前	19.09mから 20.65mまで	155.00m	—
	後	19.09mから 22.58mまで	155.00m	—

北海道告示第973号

平成9年北海道告示第1274号（補助金等の交付に関する権限の委任）の一部を次のように改正する。

平成15年5月27日

北海道知事 高橋 はるみ

経済部所管の事項中第14項を削り、同事項第15項中「同」を「支庁長」に改め、同項を同事項第14項とし、同事項中第16項を第15項とし、第17項を第16項とし、第18項を第17項とし、第19項を削り、同事項第20項中「支庁長」を「同」に改め、同項を同事項第18項とし、同事項中第21項を第19項とする。

農政部所管の事項中第3項を削り、第4項を第3項とし、第5項及び第6項を削り、第7項を第4項とし、第8項から第21項までを3項ずつ繰り上げ、第22項及び第23項を削り、第24項を第19項とし、第25項から第30項までを5項ずつ繰り上げ、第31項を削り、第32項を第26項とし、第33項を第27項とし、第34項を第28項とし、同事項第35項中「地籍調査管理事業」を「地籍活用GIS推進事業」に改め、同項を同事項第29項とし、同事項中第36項を第30項とし、第37項から第40項までを6項ずつ繰り上げ、第41項を削り、第42項を第35項とし、第43項を第36項とし、同事項第44項中「（地域リサイクル活動強化事業に限る。）」を「（廃プラリサイクル推進事業を除く。）」に改め、同項を同事項第37項とし、同事項中第45項を第38項とし、第46項から第49項までを7項ずつ繰り上げ、第50項を削り、第51項を第43項とし、第52項を第44項とし、同事項第53項中「担い手育成基盤整備関連流動化」を「経営体育成」に改め、同項を同事項第45項とし、同事項中第54項を第46項とし、第55項から第66項までを8項ずつ繰り上げ、第67項を削り、第68項を第59項とし、第69項及び第70条を削り、第71項を第60項とし、第72項を削り、第73項を第61項とし、第74項を第62項とし、第75項を削り、第76項を第63項とし、第77項を第64項とし、第78項を削り、第79項を第65項とし、第80項から第83項までを4項ずつ繰り上げ、第84項を削り、第85項を第70項とし、第86項から第89項までを5項ずつ繰り上げ、第90項を削り、第91項を第75項とし、第92項を第76項とし、第93項を第77項とし、第94項を削り、第95項を第78項とし、第96項から第99項までを4項ずつ繰り上げ、第100項を削り、第101項を第83項とし、第102項を第84項とし、第103項から第105項までを削り、同事項第106項中「都市農業支援事業」を「都市農業支援総合対策事業」に改め、同項を同事項第85項とし、同事項第107項中「畑地帯産地形成基盤整備支援対策事業」を「畑利用高度化促進事業」に改め、同項を同事項第86項とし、同事項中第108項

を削り、第109項を第87項とし、第110項から第112項までを22項ずつ繰り上げ、第113項を削り、同事項に次の10項を加える。

- 91 経営支援情報施設整備事業（全道の区域にわたり事業を行う団体が実施する事業を除く。） 同
- 92 むらづくり総合整備事業 同
- 93 農村振興整備支援事業 同
- 94 小規模長期リース農場整備モデル事業 同
- 95 地域就農環境整備促進モデル事業 同
- 96 大家畜経営活性化資金利子補給事業 同
- 97 養豚経営活性化資金利子補給事業 同
- 98 農場経営再開支援特別対策事業 同
- 99 フードシステム機能高度化推進事業（全道の区域にわたり事業を行う団体が実施する事業を除く。） 同
- 100 バイオマス利活用フロンティア推進事業（全道の区域にわたり事業を行う団体が実施する事業を除く。） 同

水産林務部所管の事項中第3項から第6項までを削り、第7項を第3項とし、第8項から第18項までを4項ずつ繰り上げ、同事項第19項中「支庁長」を「同」に改め、同項を同事項第15項とし、同事項中第20項を第16項とし、同事項第21項中「地域材利用学校関連」を「木造公共」に改め、同項を同事項第17項とし、同事項中第22項を第18項とし、第23項を第19項とし、第24項を削り、同事項第25項中「檜山支庁長、」を削り、同項を同事項第20項とし、同事項中第26項を第21項とし、第27項から第29項までを5項ずつ繰り上げ、同事項第30項中「（市町村及び森林組合が行う事業に限る。）」を削り、「同」を「支庁長、森づくりセンター所長（石狩森づくりセンター所長、檜山森づくりセンター所長、宗谷森づくりセンター所長及び根室森づくりセンター所長を除く。）」に改め、同項を同事項第25項とし、同事項第31項中「同」を「支庁長」に改め、同項を同事項第26項とし、同事項第32項中「支庁長、」を削り、同項を同事項第27項とし、同事項中第33項を削り、同事項第34項中「同」を「支庁長」に改め、同項を同事項第28項とし、同事項中第35項を削り、第36項を第29項とし、第37項から第46項までを7項ずつ繰り上げ、第47項及び第48項を削り、同事項第49項中「支庁長」を「同」に改め、同項を同事項第40項とし、同事項中第50項を第41項とし、第51項を第42項とし、第52項を第43項とし、同事項第53項中「及び木質バイオマス資源利用普及施設・設備導入事業」を削り、同項を同事項第44項とし、同事項中第54項を第45項とし、第55項から第57項までを9項ずつ繰り上げ、同事項に次の1項を加える。

- 49 北のみどり21プラン推進事業（みどりの環境軸地域形成促進事業に限る。） 同

北海道告示第974号

昭和53年北海道告示第3728号（北海道収入証紙の元売りさばき人及び売りさばき人の指定）の一部を次のように改正する。

平成15年5月27日

北海道知事 高 橋 はるみ

2 売りさばき人の項風連農業協同組合の事項の次に次の1事項を加える。

北はるか農業協同組合 平成15. 5. 1 北はるか農業協同組合

同 下川支所

同 音威子府支所

同 中川支所

2 売りさばき人の項下川町農業協同組合の事項、美深町農業協同組合の事項及び中川町農業協同組合の事項を削る。

公 表

野菜生産出荷安定法（昭和41年法律第103号）第8条第1項の規定により、生産出荷近代化計画を平成15年5月16日にたてたので、次のとおり公表する。

平成15年5月27日

北海道知事 高 橋 はるみ

- 1 野菜指定産地名 厚沢部
指定野菜の種別 秋にんじん
野菜指定産地の区域 厚沢部町
- 2 野菜指定産地名 上川名風
指定野菜の種別 夏だいこん
野菜指定産地の区域 名寄市及び風連町
- 3 野菜指定産地名 上川名風
指定野菜の種別 秋冬だいこん
野菜指定産地の区域 名寄市及び風連町

なお、計画の詳細は省略し、北海道農政部農産園芸課に備え置いて縦覧に供する。

道 競 馬 事 務 所 告 示

北海道競馬事務所告示第1号

次のとおり随意契約の相手方を決定した。

平成15年5月27日

北海道競馬事務所長 佐々木 里 士

- 1 随意契約に係る特定役務の名称及び数量
 - (1) トータリゼータシステム保守業務（地方系）
 - (2) トータリゼータシステム保守業務（中央系）
 - (3) 平成15年度北海道地方競馬開催に係る札幌競馬場（本場）及び札幌場外発売所清掃業務
- 2 随意契約の相手方を決定した日
 - (1) 平成15年4月1日
 - (2) 同
 - (3) 同 4月3日
- 3 随意契約の相手方の氏名及び住所
 - (1) 氏 名 トータリゼータエンジニアリング株式会社
住 所 東京都品川区南大井6丁目20番14号
 - (2) 氏 名 日本トータリゼータ株式会社
住 所 東京都江東区永代1丁目14番5号
 - (3) 氏 名 共栄商事株式会社
住 所 東京都港区新橋4丁目5番4号
- 4 随意契約に係る契約金額
 - (1) 59,591,700円
 - (2) 46,109,700円
 - (3) 51,070,100円
- 5 契約の相手方を決定した手続
随意契約
- 6 随意契約によった理由
 - (1)及び(2) 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第10条第1項第2号の規定による。
 - (3) 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第10条第1項第1号の規定による。
- 7 契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地
 - (1) 名 称 北海道競馬事務所総務課
 - (2) 所在地 札幌市中央区北3条西7丁目

道教育委員会教育長告示

北海道教育委員会教育長告示第11号

次のとおり一般競争入札（以下「入札」という。）を実施する。

平成15年5月27日

北海道教育委員会教育長 相馬 秋夫

1 入札に付する事項

(1) 調達をする物品等の名称及び数量

会計伝票等の印刷（北海道財務規則（昭和45年北海道規則第30号。以下「財務規則」という。）で定める様式） 53点

(2) 調達をする物品等の仕様等 入札説明書による。

(3) 納入期日 平成15年7月22日

(4) 納入場所 各教育局ほか地方部局等

2 入札に参加する者に必要な資格

次のいずれにも該当すること。

(1) 平成15年北海道告示第17号に規定する印刷物の製造の資格を有すること。

(2) 道が行う指名競争入札に関する指名を停止されていないこと。

(3) 道内において印刷することが可能なこと。

3 仕様説明の場所及び日時

入札説明書交付の場所で交付時に行う。

4 契約条項を示す場所

札幌市中央区北3条西7丁目 北海道教育庁企画総務部財務課

5 入札執行の場所及び日時

(1) 入札場所 札幌市中央区北3条西7丁目 道庁別館8階2号会議室

(2) 入札日時 平成15年6月16日（月）午前11時

(3) 開札場所 (1)に同じ。

(4) 開札日時 (2)に同じ。

6 入札保証金

(1) 入札に参加しようとする者は、その者の見積もった契約金額（消費税及び地方消費税（以下「消費税等」という。）相当額を含む。）の100分の5に相当する額以上の入札保証金を納付すること。

(2) 入札保証金の納付の免除、納付方法等は、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の7及び財務規則第147条から第150条までの定めるところによる。

7 入札説明書の交付に関する事項

(1) 交付場所 札幌市中央区北3条西7丁目 北海道教育庁企画総務部財務課

(2) 交付方法 (1)の場所で交付する。

8 郵便等による入札

郵便又は電報による入札は、認めない。

9 落札者の決定方法

財務規則第151条第1項の規定により定めた予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって入札（有効な入札に限る。）した者を落札者とする。

10 契約書作成の要否

要

11 その他

(1) 開札の時に、2に規定する資格を有しない者のした入札、財務規則第154条各号に掲げる入札及びこの公告に定める入札に関する条件に違反した入札は、無効とする。

(2) 入札金額等に係る消費税等の取扱い

ア 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札に参加する者は、消費税等に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

イ 落札者となった者は、落札決定後速やかに消費税等の課税事業者であるか免税事業者であるかを申し出ること。

(3) 契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地

ア 名称 北海道教育庁企画総務部財務課

イ 所在地 郵便番号 060 - 8544 札幌市中央区北3条西7丁目

電話番号 011 - 231 - 4111 内線 35 - 162

(4) この入札及び契約は、調達手続の停止等が有り得る。

(5) この入札の執行は、公開する。

(6) 詳細は、入札説明書による。

道選挙管理委員会告示

北海道選挙管理委員会告示第60号

平成12年12月28日から任期を起算される北海道選挙管理委員に、次のとおり異動があった。
平成15年5月27日

北海道選挙管理委員会委員長職務代理者 永井 信

異動事項	職名	氏名	住所	摘要
就任	委員	土屋 良三	美幌市西3条南3丁目5-20	平成15年5月16日付け
死亡	委員長	高橋 康之	白老郡白老町栄町1丁目15番20号	平成15年4月25日死亡

道 公 安 委 員 会 告 示

北海道公安委員会告示第51号

遊技機の認定及び型式の検定等に関する規則（昭和60年国家公安委員会規則第4号）第6条の遊技機の型式に関する技術上の規格に適合している旨の検定（風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第20条第4項の検定をいう。）を行ったので、同規則第9条第1項の規定により公示する。

平成15年5月27日

北海道公安委員会委員長 佐野 文 男

1	型式の概要	遊技機の種類	ぱちんこ遊技機
	遊技機の区分	遊技機の認定及び型式の検定等に関する規則第6条第1号イ	
	型式名	CR・ブラボーファイブJ	
	製造業者名	株式会社平和	
	型式試験番号	30024800	
	検定年月日	平成15年5月27日	
	検定番号	第30024800号	
	検定の有効期間	公示の日（平成15年5月27日）から3年	
	検定申請者の氏名又は名称及び住所	群馬県桐生市広沢町二丁目3014番地の8 株式会社平和	
	代表者の氏名	代表取締役 中島 潤	
	製造又は検査を行う事業所の所在地	群馬県桐生市広沢町二丁目3014番地の8	
	型式の概要	遊技機の種類	ぱちんこ遊技機
	遊技機の区分	遊技機の認定及び型式の検定等に関する規則第6条第1号イ	
	型式名	CR・ブラボーファイブJ	
	製造業者名	株式会社平和	
	型式試験番号	30024800	
	検定年月日	平成15年5月27日	
	検定番号	第30024800号	
	検定の有効期間	公示の日（平成15年5月27日）から3年	
	検定申請者の氏名又は名称及び住所	名古屋市中村区烏森町三丁目56番地 株式会社ニューギン	
	代表者の氏名	代表取締役 新井 悠司	
	製造又は検査を行う事業所の所在地	三重県桑名市大字下深谷部字山之原337番1	

2	型式の概要	遊技機の種類	ぱちんこ遊技機
	遊技機の区分	遊技機の認定及び型式の検定等に関する規則第6条第1号イ	
	型式名	CR平安見聞録MAR	
	製造業者名	株式会社ニューギン	
	型式試験番号	30021800	
	検定年月日	平成15年5月27日	
	検定番号	第30021800号	
	検定の有効期間	公示の日（平成15年5月27日）から3年	
3	型式の概要	遊技機の種類	回胴式遊技機
	遊技機の区分	遊技機の認定及び型式の検定等に関する規則第6条第2号	
	型式名	チャールズエンジェル	
	製造業者名	株式会社ロデオ	
	型式試験番号	34013000	
	検定年月日	平成15年5月27日	
	検定番号	第34013000号	
	検定の有効期間	公示の日（平成15年5月27日）から3年	
4	型式の概要	遊技機の種類	ぱちんこ遊技機
	遊技機の区分	遊技機の認定及び型式の検定等に関する規則第6条第1号イ	
	型式名	CRハイスクール奇面組MX	
	製造業者名	マルホン工業株式会社	
	型式試験番号	30022000	
	検定年月日	平成15年5月27日	
	検定番号	第30022000号	
	検定の有効期間	公示の日（平成15年5月27日）から3年	
	検定申請者の氏名又は名称及び住所	愛知県春日井市桃山町1丁目127番地 マルホン工業株式会社	
	代表者の氏名	代表取締役 岸 勇夫	
	製造又は検査を行う事業所の所在地	愛知県春日井市桃山町1丁目127番地	
	型式の概要	遊技機の種類	ぱちんこ遊技機
	遊技機の区分	遊技機の認定及び型式の検定等に関する規則第6条第1号イ	
	型式名	CRハイスクール奇面組MX	
	製造業者名	マルホン工業株式会社	
	型式試験番号	30022000	
	検定年月日	平成15年5月27日	
	検定番号	第30022000号	
	検定の有効期間	公示の日（平成15年5月27日）から3年	
	検定申請者の氏名又は名称及び住所	愛知県春日井市桃山町1丁目127番地 マルホン工業株式会社	

5	代表者の氏名	代表取締役 岸 勇夫	
	製造又は検査を行う事業所の所在地	愛知県春日井市桃山町1丁目127番地	
	型式の概要	遊技機の種類	ぱちんこ遊技機
		遊技機の区分	遊技機の認定及び型式の検定等に関する規則第6条第1号イ
	型式名	CRハイスクール奇面組HX	
	概要	製造業者名	マルホン工業株式会社
		型式試験番号	30024100
	検定年月日	平成15年5月27日	
検定番号	第30024100号		
検定の有効期間	公示の日（平成15年5月27日）から3年		
6	検定申請者の氏名又は名称及び住所	名古屋市中村区烏森町三丁目56番地 株式会社ニューギン	
	代表者の氏名	代表取締役 新井 悠司	
	製造又は検査を行う事業所の所在地	三重県桑名市大字下深谷部字山之原337番1	
	型式の概要	遊技機の種類	ぱちんこ遊技機
		遊技機の区分	遊技機の認定及び型式の検定等に関する規則第6条第1号イ
	型式名	CR猛烈牙王MA2	
	概要	製造業者名	株式会社ニューギン
		型式試験番号	30024300
検定年月日	平成15年5月27日		
検定番号	第30024300号		
検定の有効期間	公示の日（平成15年5月27日）から3年		
7	検定申請者の氏名又は名称及び住所	名古屋市中村区烏森町三丁目56番地 株式会社ニューギン	
	代表者の氏名	代表取締役 新井 悠司	
	製造又は検査を行う事業所の所在地	三重県桑名市大字下深谷部字山之原337番1	
	型式の概要	遊技機の種類	ぱちんこ遊技機
		遊技機の区分	遊技機の認定及び型式の検定等に関する規則第6条第1号イ
	型式名	CRデビルマン倶楽部	
	概要	製造業者名	株式会社ニューギン
		型式試験番号	31023000
検定年月日	平成15年5月27日		
検定番号	第31023000号		

8	検定の有効期間	公示の日（平成15年5月27日）から3年		
	検定申請者の氏名又は名称及び住所	群馬県桐生市広沢町二丁目3014番地の8 株式会社平和		
	代表者の氏名	代表取締役 中島 潤		
	製造又は検査を行う事業所の所在地	群馬県桐生市広沢町二丁目3014番地の8		
	型式の概要	遊技機の種類	ぱちんこ遊技機	
		遊技機の区分	遊技機の認定及び型式の検定等に関する規則第6条第1号イ	
	型式名	CR・プラボーファイブFS		
	概要	製造業者名	株式会社平和	
型式試験番号		30025300		
検定年月日	平成15年5月27日			
検定番号	第30025300号			
検定の有効期間	公示の日（平成15年5月27日）から3年			
9	検定申請者の氏名又は名称及び住所	三重県松阪市中万町鐘突2185番地の2 岡崎産業株式会社		
	代表者の氏名	代表取締役 岡崎 安弘		
	製造又は検査を行う事業所の所在地	三重県松阪市中万町鐘突2185番地の2		
	型式の概要	遊技機の種類	回胴式遊技機	
		遊技機の区分	遊技機の認定及び型式の検定等に関する規則第6条第2号	
	型式名	チャンスタイムズ		
	概要	製造業者名	岡崎産業株式会社	
		型式試験番号	34014700	
検定年月日	平成15年5月27日			
検定番号	第34014700号			
検定の有効期間	公示の日（平成15年5月27日）から3年			
10	検定申請者の氏名又は名称及び住所	岡山県新見市高尾362番地の1 山佐株式会社		
	代表者の氏名	代表取締役 佐野 慎一		
	製造又は検査を行う事業所の所在地	岡山県浅口郡寄島町12155-142番地		
	型式の概要	遊技機の種類	回胴式遊技機	
		遊技機の区分	遊技機の認定及び型式の検定等に関する規則第6条第2号	
	型式名	メフィスト		
	概要	製造業者名	山佐株式会社	

11	要	型式試験番号	34021400	13	式	遊技機の区分	遊技機の認定及び型式の検定等に関する規則第6条第1号イ
	検 定 年 月 日	平成15年5月27日			の	型 式 名	CR原人王F
	検 定 番 号	第34021400号			概	製 造 業 者 名	サミー株式会社
	検定の有効期間	公示の日（平成15年5月27日）から3年			要	型式試験番号	30017000
	検定申請者の氏名 又は名称及び住所	群馬県桐生市境野町六丁目460番地 株式会社三共			検 定 年 月 日	平成15年5月27日	
	代表者の氏名	代表取締役社長 毒島 秀行			検 定 番 号	第30017000号	
	製造又は検査を行う 事業所の所在地	群馬県伊勢崎市三和町2732番地1			検定の有効期間	公示の日（平成15年5月27日）から3年	
	型	遊技機の種類	ぱちんこ遊技機		検定申請者の氏名 又は名称及び住所	東京都豊島区東池袋二丁目23番2号 サミー株式会社	
	式	遊技機の区分	遊技機の認定及び型式の検定等に関する規則第6条第1号イ		代表者の氏名	代表取締役社長 里見 治	
	概	型 式 名	フィーバー夏祭りDX		製造又は検査を行う 事業所の所在地	埼玉県川越市南台一丁目10番地8	
要	製 造 業 者 名	株式会社三共	型	遊技機の種類	ぱちんこ遊技機		
	型式試験番号	30023700	式	遊技機の区分	遊技機の認定及び型式の検定等に関する規則第6条第1号ロ		
	検 定 年 月 日	平成15年5月27日	の	型 式 名	CRデルデルモンスターS		
	検 定 番 号	第30023700号	概	製 造 業 者 名	サミー株式会社		
	検定の有効期間	公示の日（平成15年5月27日）から3年	要	型式試験番号	32011200		
12	検定申請者の氏名 又は名称及び住所	東京都豊島区東池袋二丁目23番2号 サミー株式会社		検 定 年 月 日	平成15年5月27日		
	代表者の氏名	代表取締役社長 里見 治		検 定 番 号	第32011200号		
	製造又は検査を行う 事業所の所在地	埼玉県川越市南台一丁目10番地8		検定の有効期間	公示の日（平成15年5月27日）から3年		
	型	遊技機の種類	ぱちんこ遊技機	検定申請者の氏名 又は名称及び住所	名古屋市中区丸の内二丁目11番13号 株式会社サンセイアールアンドディ		
	式	遊技機の区分	遊技機の認定及び型式の検定等に関する規則第6条第1号イ	代表者の氏名	代表取締役 梅村 義孝		
	概	型 式 名	CR原人王H	製造又は検査を行う 事業所の所在地	愛知県稲沢市大矢町高松五十二番地一		
	要	製 造 業 者 名	サミー株式会社	型	遊技機の種類	ぱちんこ遊技機	
		型式試験番号	30018100	式	遊技機の区分	遊技機の認定及び型式の検定等に関する規則第6条第1号イ	
		検 定 年 月 日	平成15年5月27日	の	型 式 名	CR深海伝説MR	
		検 定 番 号	第30018100号	概	製 造 業 者 名	株式会社サンセイアールアンドディ	
	検定の有効期間	公示の日（平成15年5月27日）から3年	要	型式試験番号	30027100		
13	検定申請者の氏名 又は名称及び住所	東京都豊島区東池袋二丁目23番2号 サミー株式会社		検 定 年 月 日	平成15年5月27日		
	代表者の氏名	代表取締役社長 里見 治		検 定 番 号	第30027100号		
	製造又は検査を行う 事業所の所在地	埼玉県川越市南台一丁目10番地8		検定の有効期間	公示の日（平成15年5月27日）から3年		
	型	遊技機の種類	ぱちんこ遊技機	検定申請者の氏名 又は名称及び住所	名古屋市中川区尾頭橋三丁目20番8号 京楽産業株式会社		
	式	遊技機の区分	遊技機の認定及び型式の検定等に関する規則第6条第1号イ	代表者の氏名	代表取締役 榎本 宏		
	概	型 式 名	CR原人王H				
	要	製 造 業 者 名	サミー株式会社				
		型式試験番号	30018100				
		検 定 年 月 日	平成15年5月27日				
		検 定 番 号	第30018100号				

16	製造又は検査を行う事業所の所在地	名古屋市天白区中砂町278番地	
	型式概要	遊技機の種類	ぱちんこ遊技機
		遊技機の区分	遊技機の認定及び型式の検定等に関する規則第6条第1号イ
		型式名	CRがんばれ丸ちゃんXR1
		製造業者名	京楽産業株式会社
	型式試験番号	31011300	
	検定年月日	平成15年5月27日	
	検定番号	第31011300号	
検定の有効期間	公示の日（平成15年5月27日）から3年		
17	検定申請者の氏名又は名称及び住所	名古屋市中川区尾頭橋三丁目20番8号 京楽産業株式会社	
	代表者の氏名	代表取締役 榎本 宏	
	製造又は検査を行う事業所の所在地	名古屋市天白区中砂町278番地	
	型式概要	遊技機の種類	ぱちんこ遊技機
		遊技機の区分	遊技機の認定及び型式の検定等に関する規則第6条第1号イ
		型式名	CRがんばれ丸ちゃんZR1
		製造業者名	京楽産業株式会社
	型式試験番号	31009000	
検定年月日	平成15年5月27日		
検定番号	第31009000号		
検定の有効期間	公示の日（平成15年5月27日）から3年		
18	検定申請者の氏名又は名称及び住所	名古屋市中川区尾頭橋三丁目20番8号 京楽産業株式会社	
	代表者の氏名	代表取締役 榎本 宏	
	製造又は検査を行う事業所の所在地	名古屋市天白区中砂町278番地	
	型式概要	遊技機の種類	ぱちんこ遊技機
		遊技機の区分	遊技機の認定及び型式の検定等に関する規則第6条第1号イ
		型式名	がんばれ丸ちゃんHR1
		製造業者名	京楽産業株式会社
	型式試験番号	31018500	
検定年月日	平成15年5月27日		
検定番号	第31018500号		
検定の有効期間	公示の日（平成15年5月27日）から3年		

19	検定申請者の氏名又は名称及び住所	名古屋市中川区尾頭橋三丁目20番8号 京楽産業株式会社	
	代表者の氏名	代表取締役 榎本 宏	
	製造又は検査を行う事業所の所在地	名古屋市天白区中砂町278番地	
	型式概要	遊技機の種類	ぱちんこ遊技機
		遊技機の区分	遊技機の認定及び型式の検定等に関する規則第6条第1号イ
		型式名	がんばれ丸ちゃんSR1
		製造業者名	京楽産業株式会社
	型式試験番号	31014300	
検定年月日	平成15年5月27日		
検定番号	第31014300号		
検定の有効期間	公示の日（平成15年5月27日）から3年		
20	検定申請者の氏名又は名称及び住所	東京都江東区有明三丁目1番地25 株式会社エレコ	
	代表者の氏名	代表取締役 福田 貞夫	
	製造又は検査を行う事業所の所在地	栃木県小山市荒井561番地 千葉県四街道市鷹の台一丁目1番地	
	型式概要	遊技機の種類	回胴式遊技機
		遊技機の区分	遊技機の認定及び型式の検定等に関する規則第6条第2号
		型式名	リュウグウモノガタリX
		製造業者名	株式会社エレコ
	型式試験番号	34022500	
検定年月日	平成15年5月27日		
検定番号	第34022500号		
検定の有効期間	公示の日（平成15年5月27日）から3年		
21	検定申請者の氏名又は名称及び住所	東京都渋谷区渋谷三丁目29番10号 株式会社ガイドー	
	代表者の氏名	代表取締役 賈田 久治	
	製造又は検査を行う事業所の所在地	群馬県桐生市境野町六丁目460番地	
	型式概要	遊技機の種類	ぱちんこ遊技機
		遊技機の区分	遊技機の認定及び型式の検定等に関する規則第6条第1号イ
		型式名	CRフィーバー神聖記J19
		製造業者名	株式会社ガイドー
	型式試験番号	30025200	

22	検 定 年 月 日	平成15年5月27日	25	の 概 要	型 式 名	スロッターキンタロウRX
	検 定 番 号	第30025200号		製 造 業 者 名	株式会社ロデオ	
	検定の有効期間	公示の日（平成15年5月27日）から3年		型 式 試 験 番 号	34017300	
	検定申請者の氏名 又は名称及び住所	東京都渋谷区渋谷三丁目29番10号 株式会社ガイドー		検 定 年 月 日	平成15年5月27日	
	代 表 者 の 氏 名	代表取締役 寶田 久治		検 定 番 号	第34017300号	
	製造又は検査を行う 事業所の所在地	群馬県桐生市境野町六丁目460番地		検定の有効期間	公示の日（平成15年5月27日）から3年	
	型 式 の 概 要	遊技機の種類		ばちんこ遊技機	検定申請者の氏名 又は名称及び住所	新潟県長岡市弓町二丁目1番11号 ニイガタ電子精機株式会社
	遊技機の区分	遊技機の認定及び型式の検定等に関する規則第6条第1号イ		代 表 者 の 氏 名	代表取締役 橋本 桂一	
	型 式 名	CRフィーバー神聖紀J18		製造又は検査を行う 事業所の所在地	新潟県南蒲原郡田上町大字川船河甲1013番地	
	製 造 業 者 名	株式会社ガイドー		型 式 の 概 要	遊技機の種類	回胴式遊技機
型 式 試 験 番 号	30024900	遊技機の区分	遊技機の認定及び型式の検定等に関する規則第6条第2号			
検 定 年 月 日	平成15年5月27日	型 式 名	ゴールドセブン			
検 定 番 号	第30024900号	製 造 業 者 名	ニイガタ電子精機株式会社			
検定の有効期間	公示の日（平成15年5月27日）から3年	型 式 試 験 番 号	24090000			
検定申請者の氏名 又は名称及び住所	群馬県桐生市境野町六丁目460番地 株式会社三共	検 定 年 月 日	平成15年5月27日			
代 表 者 の 氏 名	代表取締役社長 毒島 秀行	検 定 番 号	第24090000号			
製造又は検査を行う 事業所の所在地	群馬県伊勢崎市三和町2732番地1	検定の有効期間	公示の日（平成15年5月27日）から3年			
型 式 の 概 要	遊技機の種類	検定申請者の氏名 又は名称及び住所	大阪府堺市旭ヶ丘北町1丁4番5号 株式会社ネット			
遊技機の区分	遊技機の認定及び型式の検定等に関する規則第6条第1号イ	代 表 者 の 氏 名	代表取締役 国本 幸司			
型 式 名	CRフィーバービーチクラブJX	製造又は検査を行う 事業所の所在地	大阪府八尾市沼2丁目4番1号			
製 造 業 者 名	株式会社三共	型 式 の 概 要	遊技機の種類	回胴式遊技機		
型 式 試 験 番 号	30022900	遊技機の区分	遊技機の認定及び型式の検定等に関する規則第6条第2号			
検 定 年 月 日	平成15年5月27日	型 式 名	チバリヨオキナワ			
検 定 番 号	第30022900号	製 造 業 者 名	株式会社ネット			
検定の有効期間	公示の日（平成15年5月27日）から3年	型 式 試 験 番 号	34022100			
検定申請者の氏名 又は名称及び住所	東京都豊島区東池袋二丁目23番2号 株式会社ロデオ	検 定 年 月 日	平成15年5月27日			
代 表 者 の 氏 名	代表取締役社長 谷澤 鑛次	検 定 番 号	第34022100号			
製造又は検査を行う 事業所の所在地	埼玉県川越市南台一丁目10番地8	検定の有効期間	公示の日（平成15年5月27日）から3年			
型 式 の 概 要	遊技機の種類	検定申請者の氏名 又は名称及び住所	愛知県春日井市桃山町1丁目127番地 マルホン工業株式会社			
遊技機の区分	遊技機の認定及び型式の検定等に関する規則第6条第2号	代 表 者 の 氏 名	代表取締役 岸 勇夫			
24	型 式	回胴式遊技機				

27	製造又は検査を行う事業所の所在地		愛知県春日井市桃山町1丁目127番地
	型式の概要	遊技機の種類	ぱちんこ遊技機
		遊技機の区分	遊技機の認定及び型式の検定等に関する規則第6条第1号イ
		型式名	ハイスクール奇面組G
		製造業者名	マルホン工業株式会社
		型式試験番号	30026900
	検定年月日	平成15年5月27日	
	検定番号	第30026900号	
	検定の有効期間	公示の日（平成15年5月27日）から3年	
	検定申請者の氏名又は名称及び住所		群馬県桐生市境野町七丁目201番地 株式会社ソフィア
代表者の氏名		代表取締役 井置 定男	
製造又は検査を行う事業所の所在地		群馬県桐生市境野町七丁目201番地	
28	型式の概要	遊技機の種類	ぱちんこ遊技機
		遊技機の区分	遊技機の認定及び型式の検定等に関する規則第6条第1号イ
		型式名	レッドライオンSVA
		製造業者名	株式会社ソフィア
		型式試験番号	31027300
検定年月日	平成15年5月27日		
検定番号	第31027300号		
検定の有効期間	公示の日（平成15年5月27日）から3年		
検定申請者の氏名又は名称及び住所		群馬県桐生市境野町七丁目201番地 株式会社ソフィア	
代表者の氏名		代表取締役 井置 定男	
製造又は検査を行う事業所の所在地		群馬県桐生市境野町七丁目201番地	
29	型式の概要	遊技機の種類	ぱちんこ遊技機
		遊技機の区分	遊技機の認定及び型式の検定等に関する規則第6条第1号イ
		型式名	CRレッドライオンA
		製造業者名	株式会社ソフィア
		型式試験番号	31027600
検定年月日	平成15年5月27日		
検定番号	第31027600号		
検定の有効期間	公示の日（平成15年5月27日）から3年		

30	検定申請者の氏名又は名称及び住所		群馬県桐生市境野町七丁目201番地 株式会社ソフィア
	代表者の氏名		代表取締役 井置 定男
	製造又は検査を行う事業所の所在地		群馬県桐生市境野町七丁目201番地
	型式の概要	遊技機の種類	ぱちんこ遊技機
		遊技機の区分	遊技機の認定及び型式の検定等に関する規則第6条第1号イ
		型式名	レッドライオンSVXA
		製造業者名	株式会社ソフィア
		型式試験番号	31025900
	検定年月日	平成15年5月27日	
	検定番号	第31025900号	
検定の有効期間	公示の日（平成15年5月27日）から3年		
検定申請者の氏名又は名称及び住所		愛知県名古屋市中区見寄町125番地 タイヨーエレック株式会社	
代表者の氏名		代表取締役 佐藤英理子	
製造又は検査を行う事業所の所在地		愛知県名古屋市中区見寄町125番地	
31	型式の概要	遊技機の種類	ぱちんこ遊技機
		遊技機の区分	遊技機の認定及び型式の検定等に関する規則第6条第1号イ
		型式名	CR雀皇R
		製造業者名	タイヨーエレック株式会社
		型式試験番号	30020500
検定年月日	平成15年5月27日		
検定番号	第30020500号		
検定の有効期間	公示の日（平成15年5月27日）から3年		
検定申請者の氏名又は名称及び住所		愛知県名古屋市中区見寄町125番地 タイヨーエレック株式会社	
代表者の氏名		代表取締役 佐藤英理子	
製造又は検査を行う事業所の所在地		愛知県名古屋市中区見寄町125番地	
32	型式の概要	遊技機の種類	ぱちんこ遊技機
		遊技機の区分	遊技機の認定及び型式の検定等に関する規則第6条第1号イ
		型式名	CR雀皇L
		製造業者名	タイヨーエレック株式会社
		型式試験番号	30023200

33	検 定 年 月 日	平成15年5月27日	36	の 概 要	型 式 名	デンセツノショウキンクビス
	検 定 番 号	第30023200号		製 造 業 者 名	株式会社ネット	
	検定の有効期間	公示の日（平成15年5月27日）から3年		型 式 試 験 番 号	34022300	
	検定申請者の氏名 又は名称及び住所	沖縄県宜野湾市真志喜2丁目13番10号 株式会社メーシー販売		検 定 年 月 日	平成15年5月27日	
	代表者の氏名	代表取締役 別所 直鋼		検 定 番 号	第34022300号	
	製造又は検査を行う 事業所の所在地	千葉県四街道市鷹の台一丁目1番地		検定の有効期間	公示の日（平成15年5月27日）から3年	
	型 式 の 概 要	遊技機の種類		ばちんこ遊技機	検定申請者の氏名 又は名称及び住所	大阪府大阪市中央区内本町一丁目1番4号 株式会社藤商事
	遊技機の区分	遊技機の認定及び型式の検定等に関する規則第6条第1号イ		代 表 者 の 氏 名	代表取締役 松元 邦夫	
	型 式 名	CRがんばれ桃太郎X		製 造 又 は 検 査 を 行 う 事 業 所 の 所 在 地	愛知県一宮市丹陽町三ツ井字下平6番地	
	製 造 業 者 名	株式会社メーシー販売		型 式 の 概 要	遊技機の種類	ばちんこ遊技機
型 式 試 験 番 号	30028800	遊技機の区分	遊技機の認定及び型式の検定等に関する規則第6条第1号イ			
検 定 年 月 日	平成15年5月27日	型 式 名	CRワンダーパークC			
検 定 番 号	第30028800号	製 造 業 者 名	株式会社藤商事			
検定の有効期間	公示の日（平成15年5月27日）から3年	型 式 試 験 番 号	30022800			
34	検定申請者の氏名 又は名称及び住所	東京都台東区東上野一丁目12番13号 佐藤ビル2階 ベルコ株式会社	検 定 年 月 日	平成15年5月27日		
	代表者の氏名	代表取締役 鈴木 暢晃	検 定 番 号	第30022800号		
	製造又は検査を行う 事業所の所在地	埼玉県さいたま市西区三橋五丁目1515番地 群馬県佐波郡赤堀町大字鹿島1178-5	検定の有効期間	公示の日（平成15年5月27日）から3年		
	型 式 の 概 要	遊技機の種類	回胴式遊技機	検定申請者の氏名 又は名称及び住所	名古屋市昭和区曙町三丁目4番地の5 大和工業株式会社	
	遊技機の区分	遊技機の認定及び型式の検定等に関する規則第6条第2号	代 表 者 の 氏 名	代表取締役 重光 進		
	型 式 名	オートマチック	製 造 又 は 検 査 を 行 う 事 業 所 の 所 在 地	愛知県豊川市本野ヶ原二丁目31番地		
	製 造 業 者 名	ベルコ株式会社	型 式 の 概 要	遊技機の種類	ばちんこ遊技機	
	型 式 試 験 番 号	34023400	遊技機の区分	遊技機の認定及び型式の検定等に関する規則第6条第1号イ		
	検 定 年 月 日	平成15年5月27日	型 式 名	モンキーバナナ2		
	検 定 番 号	第34023400号	製 造 業 者 名	大和工業株式会社		
検定の有効期間	公示の日（平成15年5月27日）から3年	型 式 試 験 番 号	20089700			
35	検定申請者の氏名 又は名称及び住所	大阪府堺市旭ヶ丘北町1丁目4番5号 株式会社ネット	検 定 年 月 日	平成15年5月27日		
	代表者の氏名	代表取締役 国本 幸司	検 定 番 号	第20089700号		
	製造又は検査を行う 事業所の所在地	大阪府八尾市沼2丁目4番1号	検定の有効期間	公示の日（平成15年5月27日）から3年		
	型 式 の 概 要	遊技機の種類	回胴式遊技機	検定申請者の氏名 又は名称及び住所	愛知県名古屋市西区見寄町125番地 タイヨーエレック株式会社	
	遊技機の区分	遊技機の認定及び型式の検定等に関する規則第6条第2号	代 表 者 の 氏 名	代表取締役 佐藤英理子		

38	製造又は検査を行う事業所の所在地	愛知県名古屋市西区見寄町125番地	
	型式概要	遊技機の種類	ぱちんこ遊技機
		遊技機の区分	遊技機の認定及び型式の検定等に関する規則第6条第1号イ
		型式名	CR雀皇S
		製造業者名	タイヨーエレック株式会社
		型式試験番号	30028000
	検定年月日	平成15年5月27日	
	検定番号	第30028000号	
	検定の有効期間	公示の日（平成15年5月27日）から3年	
	検定申請者の氏名又は名称及び住所	愛知県名古屋市西区見寄町125番地 タイヨーエレック株式会社	
代表者の氏名	代表取締役 佐藤英理子		
39	製造又は検査を行う事業所の所在地	愛知県名古屋市西区見寄町125番地	
	型式概要	遊技機の種類	ぱちんこ遊技機
		遊技機の区分	遊技機の認定及び型式の検定等に関する規則第6条第1号イ
		型式名	CR雀皇M
		製造業者名	タイヨーエレック株式会社
		型式試験番号	30025500
	検定年月日	平成15年5月27日	
	検定番号	第30025500号	
	検定の有効期間	公示の日（平成15年5月27日）から3年	
	検定申請者の氏名又は名称及び住所	名古屋市中村区烏森町三丁目56番地 株式会社ニューギン	
代表者の氏名	代表取締役 新井 悠司		
40	製造又は検査を行う事業所の所在地	三重県桑名市大字下深谷部字山之原337番1	
	型式概要	遊技機の種類	ぱちんこ遊技機
		遊技機の区分	遊技機の認定及び型式の検定等に関する規則第6条第1号イ
		型式名	CR猛烈牙王MA7
		製造業者名	株式会社ニューギン
		型式試験番号	30031600
	検定年月日	平成15年5月27日	
	検定番号	第30031600号	
	検定の有効期間	公示の日（平成15年5月27日）から3年	

41	検定申請者の氏名又は名称及び住所	群馬県桐生市境野町六丁目460番地 株式会社三共	
	代表者の氏名	代表取締役社長 毒島 秀行	
	製造又は検査を行う事業所の所在地	群馬県伊勢崎市三和町2732番地1	
	型式概要	遊技機の種類	ぱちんこ遊技機
		遊技機の区分	遊技機の認定及び型式の検定等に関する規則第6条第1号イ
		型式名	CRフィーバー夏祭りRX
		製造業者名	株式会社三共
		型式試験番号	30031200
	検定年月日	平成15年5月27日	
	検定番号	第30031200号	
検定の有効期間	公示の日（平成15年5月27日）から3年		

道 警 察 本 部 公 告

次のとおりプロポーザルの提出を要請する。

平成15年5月27日

北海道警察本部長 上原 美都男

1 業務概要

- (1) 業務名 北海道警察官募集広報用ビデオ制作業務
- (2) 業務内容 北海道警察官募集広報用オリジナル・プロモーションビデオの制作に係る企画、演出、撮影、編集等の業務を委託する。
- (3) 履行期限 平成16年1月30日

2 参加資格及び選定基準

- (1) プロポーザルの提出者に要求される資格
 - ア 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
 - イ 過去5年間に官公庁又は民間事業者と本業務に類似する業務の契約及び履行実績がある法人又は団体であること。
 - ウ 札幌市内に営業拠点を有していること。
 - エ 社団法人北海道広告業協会の正会員であること。
 - オ 責任者のほか担当者4人以上の体制があること。
- (2) プロポーザルの選定基準
 - ア 事業者の概要

実績、本業務を実施するための体制等

イ 企画提案の内容

ビデオの構想、構成等

3 手続等

(1) 担当部課

郵便番号 060 - 8520 札幌市中央区北2条西7丁目

北海道警察本部警務部警務課

電話番号 011 - 251 - 0110 内線 2653

ファクシミリ 011 - 272 - 3140

(2) プロポーザル説明書の交付期間、交付場所及び交付方法

ア 交付期間 平成15年5月27日（火）から6月2日（月）まで（土曜日及び日曜日は除く。交付時間は午前9時から午後5時まで）

イ 交付場所 (1)に同じ。

ウ 交付方法 直接交付する。

(3) 参加表明書の提出期限、提出場所及び提出方法

ア 提出期限 平成15年6月4日（水）午後5時

イ 提出場所 (1)に同じ。

ウ 提出方法 持参又は郵送（書留郵便に限る。）によること。いずれの場合も提出方法を事前に電話で連絡すること。

(4) 企画提案書の提出期限、提出場所及び提出方法等

ア 提出期限 平成15年6月19日（木）午後5時

イ 提出場所 (1)に同じ。

ウ 提出方法 持参すること。

必要に応じてヒアリングを行う。

4 その他

(1) 契約書作成の要否

要

(2) 関連情報を入手するための照会窓口

3の(1)に同じ。

(3) 詳細は、プロポーザル説明書による。